

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京丹波町長 畠中 源一

市町村名 (市町村コード)	京丹波町 (264075)
地域名 (地域内農業集落名)	三ノ宮地区 (保井谷、栗野、妙楽寺、水呑、三ノ宮、質志、戸津川、猪鼻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣による農作物被害の増加等、課題が山積しており、遊休農地の増加が懸念される。
認定農業者や認定新規就農者、大規模農家への集約化と併せて、新たな受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物としつつ、特産物である黒大豆(枝豆)やそば等、需要のある農作物の栽培を進める。
・認定農業者や認定新規就農者、規模の大きな担い手農家への農地の集積・集約化を進めるとともに、地域外からの新規就農者の受入等についても推進する。
・WCSの作付けによる耕畜連携の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	104 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	88 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域、日本型直接支払制度の対象農地等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構の活用や、三ノ宮地域農場づくり協議会による農地利用調整等により、認定農業者や認定新規就農者、大規模農家等の担い手を中心として、集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、担い手や農地所有者の意向を踏まえながら、農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手への集積・集約化の状況を見ながら、必要に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外からの担い手の受入にも積極的に取り組み、関係機関と連携しながら、多様な担い手の確保、交流人口の確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
そば、WCSの刈取り、堆肥散布等、京丹波農業公社へ委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①町の補助事業等や多面的・中山間の交付金を活用した防護柵の設置や、残渣処理等、総合的な獣害対策に取り組む。
- ③作業の効率化のため、先進技術の導入を積極的に行う。
- ⑨農業公社と連携したWCSの作付等、耕畜連携を推進する。